

募金のご協力をお願いします!

緑のトラスト 基金



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっちゃん」

あなたの隣の
自然を守ろう!

ふるさと埼玉のすぐれた自然や歴史的環境を次の世代に残すため、皆さまのご寄附で緑のトラスト保全地を取得し、ボランティアを中心に保全活動を行っています。



埼玉県内14カ所

緑のトラスト保全地



- | | |
|--|--|
| 1号地
みぬまたん ぼしゅうへんしゃめんりん
見沼田圃周辺斜面林(さいたま市緑区) | 8号地
たか おみやおか けいかんち
高尾宮岡の景観地(北本市) |
| 2号地
さやまきりょう ざいこりゅうりんち
狭山丘陵・雑魚入樹林地(所沢市) | 9号地
ほりがね かみあかさか もり
堀兼・上赤坂の森(狭山市) |
| 3号地
むさしらんざんけいこくしゅうへんじゅりんち
武蔵嵐山渓谷周辺樹林地(嵐山町) | 10号地
うきや さと
浮野の里(加須市) |
| 4号地
はんのうがわらしゅうへんか がんりよくち
飯能河原周辺河岸緑地(飯能市) | 11号地
くろはまぬま
黒浜沼(蓮田市) |
| 5号地
やまざきやま そうきぼやし
山崎山の雑木林(宮代町) | 12号地
ほらいち もり
原市の森(上尾市) |
| 6号地
かじきりょう からさわりのいきじゅりんち
加治丘陵・唐沢流域樹林地(入間市) | 13号地
むせんやま
無線山・KDDIの森(伊奈町) |
| 7号地
おがわはらけ やしきりん
小川原家屋敷林(さいたま市岩槻区) | 14号地
ふじくぼ へいちりん
藤久保の平地林(三芳町) |

寄附方法

寄附申込書または
「ふるさとチョイス」または
「キモチと。」による寄附
(キモチと。以外は寄附金控除の対象となります。)

お問合せ

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
☎048-824-3661 FAX:048-832-0292
埼玉県環境部みどり自然課
☎048-830-3150 FAX:048-830-4775



詳細はHPへ↓↓

さいたま緑のトラスト 検索

<http://saitama-greenerytrust.com>

PR動画
公開中!



「さいたま緑のトラスト運動～緑のトラスト保全地～」のYouTubeチャンネルからご覧ください。

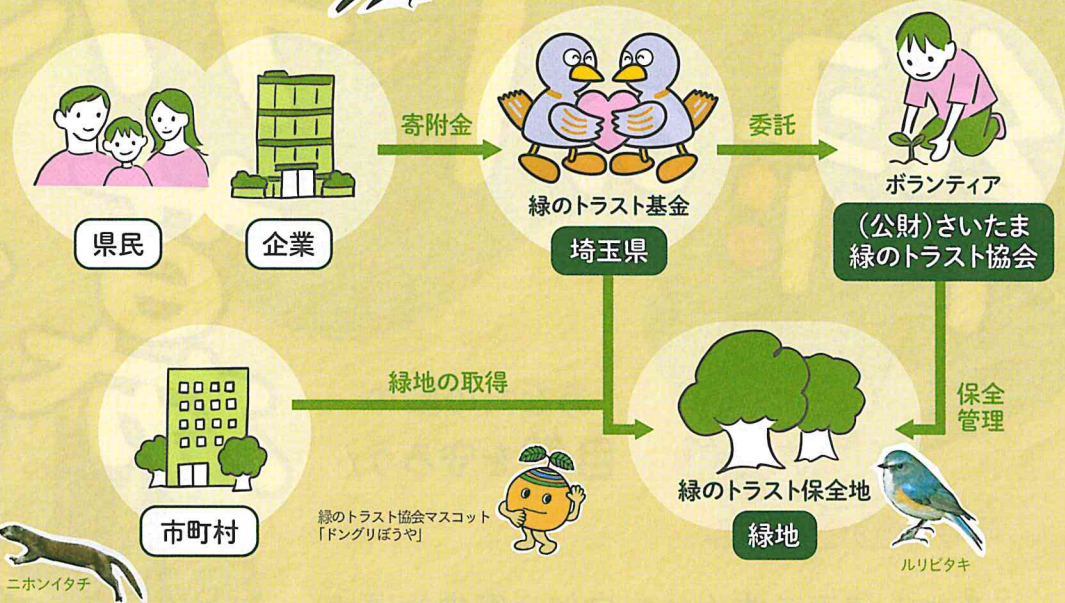
緑のトラスト運動の仕組み



「緑のトラスト運動」は、企業や県民の皆様からの寄附で土地等を取得し、すぐれた自然や歴史的環境を次世代に残す運動で、県と市町村及び公益財団法人さいたま緑のトラスト協会が連携して進めています。

この運動により保全管理している緑のトラスト保全地は、現在、県内で14か所、面積は約74.1ヘクタールとなっており、トラスト協会の会員であるボランティアスタッフが保全活動を行っています。

トラスト運動の趣旨にご賛同いただき、ご協力をお願いいたします。



寄附方法

以下の3つの方法から選択いただけます。

(1) 寄附申込書による寄附

県内の銀行、信用金庫、農業協同組合等(ゆうちょ銀行、郵便局を除く)金融機関の窓口で手数料なしでお振込みいただけます。

さいたま緑のトラスト協会、又は県みどり自然課までご連絡いただくか、下記「FAX送信票」に記入の上、ファックスをお送りください。申込書を郵送いたします。

(2) 「ふるさとチョイス」による寄附

インターネットサイト「ふるさとチョイス」から「さいたま緑のトラスト基金」へ寄附していただけます。県が寄附を確認すると、後日、寄附証明書を郵送いたします。

(3) 「キモチと。」による寄附

不要になった書籍や、CD、DVD、ゲーム等で寄附していただけます。梱包していただき、「キモチと。」専用ページからお申込み後、ブックオフ指定の配送業者が送料無料で集荷に伺います。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/hozen-book.html>

▼詳しくはこちら



税の控除

緑のトラスト募金は、埼玉県への寄附となりますので、税法上、次のような控除があります。

(1) 法人・団体の場合

寄附金額の全額を損金に算入することができます。

(2) 個人の場合

「ふるさと納税制度」が適用となり、確定申告をしていただくことにより、寄附金額から2千円を引いた額(※)が所得税と住民税から控除されます。

税法上の優遇措置について詳しくは埼玉県税務課ふるさと納税制度のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-furusato/z-yuuguu.html>

※ 住民税所得割額の20%が上限など条件があります。

(3) 特記事項

「キモチと。」による寄附はブックオフコーポレーション株式会社を経由する寄附となります。そのため、税の控除は受けられませんのであらかじめご了承ください。

▼詳しくはこちら



感謝状

1年間(毎年4月1日から3月31日まで)にお寄せいただいた金額が、個人で10万円以上、法人・団体で50万円以上になるときは、県知事から感謝状を贈呈します。また、法人・団体で10万円以上50万円未満になるときは、県環境部長から感謝状を贈呈します。なお、1万円以上をご寄附いただいた方には緑のトラスト保全地の感謝状をお送りします。

寄附申込書の送付依頼 FAX 送信票

下記に必要事項をご記入の上、ご送信ください。申込書を郵送いたします。

学校名・団体名・お名前	(フリガナ)		
担当係等の名称		ご担当者名	
ご住所	〒		
電話番号		FAX番号	

※ いただいた個人情報は、(公財)さいたま緑のトラスト協会個人情報の保護に関する規定により適切に取り扱います。

(公財)さいたま緑のトラスト協会 FAX 048-832-0292